

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	191,700 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	2,091,484 千円

(単位：千円)

事	業	名	経	費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業		130,180	1,164	0	37,877	14,171	76,968	
	障害者福祉事業		333,489	221,367	0	0	17,434	94,688	
	児童福祉事業		530,372	225,791	30,100	43,504	35,915	195,062	
	母子福祉事業		22,408	7,496	0	11,790	485	2,637	
	小計		1,016,449	455,818	30,100	93,171	68,005	369,355	
社会保険	介護保険事業		277,579	23,181	0	0	39,557	214,841	
	国民健康保険事業		129,969	71,593	0	0	9,077	49,299	
	後期高齢者医療事業		292,364	55,096	0	0	36,893	200,375	
	小計		699,912	149,870	0	0	85,527	464,515	
保健衛生	健康増進事業		4,146	418	0	21	576	3,131	
	病院事業		291,501	0	61,600	40,548	29,443	159,910	
	疾病予防事業		55,608	484	0	18,801	5,648	30,675	
	医療提供体制確保事業		23,868	400	0	7,386	2,501	13,581	
	小計		375,123	1,302	61,600	66,756	38,168	207,297	
合	計		2,091,484	606,990	91,700	159,927	191,700	1,041,167	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。